

電気需給約款（特別高圧・高圧）新旧対照表

(新) 2017 年 8 月 7 日施行	(旧) 2016 年 5 月 15 日施行	備考
<p>3. 定義 (略)</p> <p>(17) 給電指令 お客さまの電気の使用について、一般送配電事業者が保安上、需給上または電気の品質維持の観点から必要に応じて行う運用に関する指示をいいます。</p> <p><u>(18) 部分供給</u> <u>部分供給とは、「複数の電気事業者の電源から一需要場所に対して、各々の発電した電気が物理的に区分されることなく、1 引き込みを通じて一体として供給される形態」をいいます。</u></p> <p>6. 電気需給契約の申込み (略)</p> <p>(3) 契約電力については、次によって定めます。 イ 高圧で供給する場合で、契約電力が 500 キロワット以上の場合、および特別高圧で供給する場合の契約電力は、1 年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。以下、本号のお客さまを「協議制のお客さま」といいます。 ロ 高圧で供給する場合で、契約電力が 500 キロワット未満の場合の各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。以下、本号のお客さまを「実量制のお客さま」といいます。 (略)</p> <p><u>(ハ) 全量供給にて 500 キロワット以上となる場合は、部分供給における当社が供給する契約電力が 500 キロワット未満であっても、前項イに従って契約電力を定めることとします。</u></p> <p>以上</p>	<p>3. 定義 (略)</p> <p>(17) 給電指令 お客さまの電気の使用について、一般送配電事業者が保安上、需給上または電気の品質維持の観点から必要に応じて行う運用に関する指示をいいます。</p> <p>6. 電気需給契約の申込み (略)</p> <p>(3) 契約電力については、次によって定めます。 イ 高圧で供給する場合で、契約電力が 500 キロワット以上の場合、および特別高圧で供給する場合の契約電力は、1 年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。以下、本号のお客さまを「協議制のお客さま」といいます。 ロ 高圧で供給する場合で、契約電力が 500 キロワット未満の場合の各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。以下、本号のお客さまを「実量制のお客さま」といいます。 (略)</p> <p>以上</p>	<p>(略)</p> <p>(追加)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p>